

平成18年4月13日 衆議院憲法調査特別委員会・発言骨子

「憲法改正手続きと放送メディアに課された役割」

社団法人日本民間放送連盟
報道委員長 堀 鐵 藏
(名古屋テレビ放送社長)

1. 憲法を改正するということ

- 憲法改正にあたっては、主権者である国民一人ひとりの意思が正確に反映されなければならない。
- そのためには国民の間で十分な討議が行われ、一人ひとりが熟慮する必要がある。

2. 放送メディアの役割

- 熟慮・討議の前提となるものは、精神の自由、表現の自由である。
- 放送メディアの第1の役割は、熟慮・討議の材料となる情報を多角的に提供すること。
- 放送メディアの第2の役割は、国民が議論するフォーラムとなること。

3. 放送の自律について

- 放送法にもとづき放送の自律は規定されている。
- 放送法により、政治的公平、多角的論点の提示は既に定められている。
- 放送の自律は、視聴者も含めたかたちで成り立つ。
- 放送界はさまざまな方法で、視聴者の意向を把握している。
- その一環として、放送倫理・番組向上機構（BPO）を設置している。

4. 憲法改正国民投票法案について

- 投票の性格が異なるので、公選法とは全く別の枠組みが考えられるべきだ。
- 憲法改正に関して人々が考え、議論することを妨げるような規定を、憲法改正国民投票法案に一切置くべきではないというのが原則。
- 自由な討議を通じて、国民の良識が浮かびあがってくる。
- われわれ放送局に対する規制も、その意味で最小のものであるべきだ。

以 上